

広島市立大学学術リポジトリ

共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革、1990
-2014年 (独立論文)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉川, 元, KIKKAWA, Gen メールアドレス: 所属:
URL	https://hiroshima-cu.repo.nii.ac.jp/records/1954

独立論文

共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革、1990-2014年

吉川 元

広島市立大学広島平和研究所特任教授

はじめに——移行期国家建設の諸問題

東欧民主革命に続いてソ連とユーゴスラビアの社会主義体制が崩壊し、冷戦が終結した。東欧諸国はソ連とユーゴスラビアから分離独立した国とともに脱共産主義化と民主化に着手した。冷戦が西側の勝利に終わっただけに西側諸国は旧ソ連諸国や東欧諸国の脱共産主義化と民主化の支援に乗り出す一方で、民主国家から構成される安全保障共同体建設プロジェクトにも着手する。そのきっかけとなったのが1990年11月に開催された欧州安全保障協力会議（CSCE）のバリ首脳会議である。同首脳会議で、ウラジオストック（ユーラシア大陸の東端）からバンクーバー（北米大陸の西端）にまたがる安全保障共同体の建設に取り組むことが合意された（吉川 2000）。

それから30年余が経過した今日、東欧諸国は民主化移行に概ね成功したが、バルト三国を除く旧ソ連諸国（独立国家共同体＝CIS 諸国）の多くは民主化とは逆行する道をたどり、その多くが権威主義体制に後戻りした¹。その過程で欧州安全保障協力機構（OSCE。1995年から機構名をCSCEからOSCEへ変更）の安全保障共同体建設プロジェクトも頓挫する。ロシアをはじめ他のCIS諸国と欧米諸国は対立し、分裂し、ついにはクリミア併合によって欧州の共通の安全保障は破綻をきたし、その結果、プーチンの対ウクライナ軍事侵攻の道を開くことになった。

民主化移行においてその成否の鍵を握るのが移行期正義、中でも公職追放を意味する「浄化」への取組、および軍や治安機関など安全保障部門改革への取組である。移行期正義を実施し、安全保障部門改革を実現した場合、自由で安定した民主国家への発展が見込まれる。一方、移行期正義も安全保障部門改革も実施されない場合、旧体制の政治エリートがそのまま権力の座にとどまり、権力の乱用と人権侵害が続き、汚職の構造が引き継がれ、その結果、権威主義国家へ、さらには独裁国家へと後戻りする可能性が高くなる。

すべての東欧諸国が移行期正義と安全保障部門改革に取り組んだのに比べ、バルト三国を除く旧ソ連諸国は移行期正義の取組や安全保障部門改革の取組を拒んだ。なぜ国によって移行期正義への取組や安全保障部門改革の実現に差が生じたのか。かつてマルクス・レーニン主義を国家理念とし、共産党一党独裁体制を打

ち立てた旧社会主義国の民主化成否の鍵は何であったのだろうか。OSCE が主導した OSCE 安全保障共同体建設の試みは、なぜ欧米諸国と CIS 諸国との間に対立を育み、分断され、ついには蹉跌をきたしたのだろうか。

本稿では、東欧民主革命（1989年）からユーロマイダン革命とそれをきっかけに始まったロシアによるクリミア併合（2014年）のおよそ15年間に、ソ連・東欧の旧社会主義諸国の民主化成否の鍵となった移行期正義と安全保障部門改革の比較研究である。以下の第1節で、かつて東側陣営を構成した旧ソ連諸国と東欧諸国の民主化移行期の国家建設における移行期正義、特に浄化と安全保障部門改革の関係性について論じる。第2節では、浄化と安全保障部門改革という二つの鍵概念を軸に旧東欧社会主義諸国における移行期正義の取組を概略検討し、OSCE を中心に欧州審議会、EU など外部アクターによる民主化支援の役割とその影響を明らかにする。第3節では、バルト三国を除く旧ソ連諸国が移行期正義や浄化および安全保障部門改革に取り組みなかった背景を、権力の継承、タイミング、政治文化、国家体制安全保障観、国際機構への加盟動機を中心に論じる。第4節では、OSCE を舞台に展開された安全保障改革に向けた協調的取組が行き詰まり、分断される経緯を、OSCE 共通の安全保障概念に対するロシアの抵抗の論理を中心に明らかにする。

1 民主化移行期の課題

1.1 移行期正義と安全保障部門改革

1990年代の10年間、東欧の旧社会主義諸国と旧ソ連諸国は、脱共産主義化と民主化に向けて二つの重要な課題に直面していた。第1に、治安機関（秘密警察）の職員およびその協力者ファイルの公開、ならびに共産党統治下における人権侵害の責任者の訴追、あるいは彼らの公職追放（浄化）といった移行期正義の問題、第2に、軍や治安機関などを文民統制のもとに置くことを中心とする、いわゆる安全保障部門改革の問題である。

移行期正義とは、軍部独裁体制、一党独裁体制、権威主義体制など非民主的な政治体制から民主制への移行期社会で論じられる正義である。移行期正義なる用語の起源は、1980年代のチリ、エルサルバドルなど南米諸国の民主化移行期に行われた独裁体制下の犯罪者の訴追、真実和解委員会による真相究明など、正義追求を意味する概念としてアメリカの研究者の間で使用されたことに遡る。その後、90年代に始まる旧ソ連・東欧諸国の脱共産主義化および民主化移行期において過去と向き合い、正義を回復することを意味する用語として使用されるようになった（吉川 2013：13）。1990年代に旧ソ連・東欧社会主義諸国で行われた移行期正義の取組とは、具体的には真実和解委員会の設置、KGB など秘密警察の職員名簿

およびその協力者ファイルの公開と公開ファイルへのアクセスの保証、重要犯罪人の訴追、接収財産の弁償または返還といった脱共産主義化に向けた一連の措置を意味する (Stan 2009(A) ; Stan 2018)。

共産主義後の東欧諸国の新政権が着手した移行期正義の取組は、各国の政治文化や共産主義後の政治力学を反映して、異なる。東欧諸国の新政府は、様々な移行期正義に取り組んだ。一方、バルト三国を除く旧ソ連諸国から構成される CIS 諸国の多くの国では、人民を監視し、抑圧した KGB 関係者誰一人として裁判にかけられることなく KGB は新しい治安機関に衣替えして存続している。しかも、治安機関および軍など安全保障部門の責任者の浄化が行われなかったことから、同部門の文民統制は実現されないままである (Petovar 2005 : 137)。

脱共産主義化において旧共産党独裁体制の遺制を精算するには、移行期正義、中でも浄化の実施が極めて重要である。ラテン語に由来する浄化 (lustration) は、共産主義後の移行期正義という意味で1990年にチェコスロバキアで使用されたことに始まる (Bronkhorst 2006)。安定した民主国家の建設を目指す国では、旧来の権威主義体制の復活を防ぐ上で、浄化は特に重要な意味を持っている。浄化は、民主主義制度を導入し、また民主主義を保護する重要な手段と考えられるからだ。浄化がなされない限り、軍や秘密警察を含めかつての政治エリートが権力の座に居座り続けるため、民主化は様々な障害に突き当たることになる。彼らが公共利益に反する行動や民主主義を破壊するような行動を取る可能性があるからである。

浄化と並んでもう一つの重要な移行期課題が安全保障部門改革である。安全保障部門とは、司法、軍、警察、諜報機関から安全保障政策の立案、実施、監督を行う機関に至るまで国の安全保障関連部門の様々な組織を意味する。共産党独裁体制下の司法は、反体制派や反政府活動を取り締まるための政府の忠実な道具であり、政府の思うままに彼らを逮捕し、投獄することで抑圧体制を支えてきた。旧体制の軍や秘密警察の幹部の影響力を制限し、武力行使に対する文民的統制を実現するためには、法の支配を軸とする安全保障ガバナンスの構築を与件とする。法の支配の下では、権力者の突然の心変わりや恣意的な判断に左右されることなく、一連の規則の順守によって政府の行動が策定される。また政策決定過程の透明性が確保されることから政府の行動を予測することが可能である (Goertz 1998 : 103)。それだけに法の支配を確立するには裁判官をはじめ司法関係者の公職追放が不可欠である。安全保障部門改革がなされれば公平な司法の確立、議会の役割の強化、市民社会の自立とその役割強化をもたらすことになるからである。

1.2 協調的安全保障

民主化移行期において安全保障ガバナンスを首尾よく確立するためには国際社会、とりわけ地域機構による民主化支援が重要である。移行期国の新政権にとつ

て民主化への取組は初めての経験であるだけに、どのような改革に取り組めばよいのか不案内である。そのため、具体的な民主化の方策と道標を定める上で、また中長期的戦略を策定する上で、地域機構や国際 NGO など外部アクターからの支援は不可欠である。

脱共産主義化と民主化支援は、1990年代には OSCE、欧州評議会、そして EU が緩やかながらも協調して行っていた。OSCE は、パリ憲章を機に「安全保障の人間的次元」規範を確立し、安全保障共同体建設に乗り出した。一方、欧州審議会は、1993年10月に開催された初の欧州審議会首脳会議で「民主主義による安全保障」宣言を行い、その中で欧州全域に民主主義による共通の安全保障を実現するために「CSCE 人間的次元」において CSCE と協力していくことを確認した²。EU は、東欧拡大で EU 基準を満たした国から加盟を認める方式で、民主化を進めていった。これら三つの機構は、安全保障概念の統一を図りつつ、民主化を進めていくことになる。

まず安全保障概念と民主化支援の対象領域の統一を目指して、1990年代半ばから OSCE 内で欧州の共通の安全保障体制に関する討議が進められ、それは99年イスタンブールで開催された OSCE 首脳会議で最終的に「欧州安保憲章」に帰着する³。同憲章の中で OSCE の安全保障概念は、軍事的次元、経済的次元および人間的次元の3次元から構成される「共通・包括的安全保障」と規定され、しかも人間的次元がその「中核」に位置付けられた (para.9)。安全保障の「人間的次元」とは、法の支配、民主主義、人権の尊重、民族マイノリティ権利の尊重からなるグッドガバナンス・システムの価値総体を指す。安全保障の人間的次元という新語は、グッドガバナンスを安全保障概念の中核に位置付けるだけでなく、それを国際平和と共通の安全保障の与件に位置付けた点で安全保障概念の歴史において画期をなす。グッドガバナンスと共通の安全保障概念を一体化させた国際安全保障ガバナンス概念を確立させたからだ。しかも同憲章において OSCE は他の機構との間の「協調的安全保障のプラットフォーム」に位置づけられるとともに、「諸機構の間のヒエラルヒー」も「恒久的な役割分担」も行わないことが確認された (para.12)。ロシアがそれまで主張してきた OSCE を頂点に NATO をその傘下に置くといった安全保障機構のヒエラルヒー構想をきっぱりと退けたのである。

協調的安全保障の枠組みとなった OSCE は、既に民主制度・人権事務所 (ODIHR)、民族マイノリティ高等弁務官 (HCNM)、報道の自由に関する OSCE 代表 (RFM) など予防外交と危機管理の専門機関を設立しており、これらの機関が中心となって司法・立法改革を含め安全保障部門改革を支援する役割を担った。そして OSCE の民主化支援、とりわけ安全保障部門改革の領域として、治安・安全保障部門、国境管理、警察機構、および法の支配を軸とするグッドガバナンスの4領域で支援の根拠となる規範を形成している。特に安全保障の軍事的次元との関連で重要

な治安・安全保障部門に関する OSCE の共通規範には、1994年のブダペスト・サミットで合意され、軍の役割と武力行使を規制する「安全保障の政治・軍事的次元に関する行動規範」がある⁴。同行動規範の目的は、第1に、軍事力に対する効果的な民主的な文民統制の優先（国防費の立法承認、透明性、軍関連情報の公開を義務付ける）、第2に、国際人道法に基づいた武力の行使、第3に、軍関係者の人権と基本的自由の尊重、第4に、国内の治安維持任務の遂行における武力の民主的統制の実現である（Gheballi 2007：11-15；Gheballi 2008：277-280）。

旧東側陣営の社会主義体制の崩壊から30年余が経過した今日、移行期正義の実施と民主主義の制度化において旧ソ連地域と東中欧地域との間では実に対照的な結果がみられることになった。

2 旧東欧社会主義諸国における移行期正義

2.1 民主化と移行期正義

東欧諸国では、民主革命直後に移行期正義を求める国民的議論が巻き起こった。それは東欧諸国の民主革命が二重のくびきからの解放、すなわち自国の共産党独裁体制からの解放と、半世紀にわたるソ連の支配からの解放を意味したことに関連している。東欧諸国の市民の多くは、秘密警察の秘密公文書の公開を求め、秘密警察の職員名簿および秘密警察の協力者ファイルの公開を要求し、過去の人権侵害における責任者の訴追を求めた。それに東欧革命が市民の蜂起による民主革命であったことから、ハベル大統領（チェコスロバキア）、アンタル首相（ハンガリー）、マゾビエツキー首相（ポーランド）など、在野の反体制派勢力が新政府の政治指導者の地位に就いたことが移行期正義を進める上で、好都合であった。

東欧諸国で進められた移行期正義の手法は、主として人権侵害の責任者の刑事裁判、旧体制下の共産党指導者や秘密警察の職員の公職追放（浄化）、それに秘密警察協力者のファイルの公開とそれへのアクセスの自由の保証などである。最初に浄化を開始し、しかも移行期正義全般に徹底して取り組んだのは東ドイツ（統一後のドイツ）とチェコスロバキア（分離後のチェコ）である。両国は政治・経済の幅広い分野で元共産主義者や秘密警察職員を長期にわたって追放するという急進的な浄化プログラムを採用した（Stan 2009(D)：248）。東ドイツでは、秘密警察（シュタージ）の膨大なファイルが公開されたことによって浄化プロセスは広範囲に及び、しかも東ドイツは東欧諸国の中では唯一、真相究明委員会を設置した国である（Bruce 2010）。チェコスロバキア（チェコ）もまた、浄化にいち早く取り組んだ国である。チェコスロバキアはEU加盟に向けて連合協定を結んだ1991年、浄化法を採択し、同法に基づいて秘密警察職員やその協力者の5年間の公民権停止という策をとった（Nedelsky 2010）。その結果、42万人以上が浄化の対象

になった (Bronkhorst 2006)。チェコスロバキアでは、チェコ事件以降の「正常化」によって共産党の統治正当性の基盤がほぼ崩壊していただけに、民主革命後には共産党が新政府の厳しい浄化の対象となり、結果的に同党は政治の舞台から遠ざけられることになったのである (Nalepa 2010 : 62-70)。

旧ソ連のバルト三国、およびハンガリー、ポーランド、ブルガリア、ルーマニアなど、他の東欧諸国も移行期正義に取り組んだ。エストニア、ラトビア、リトアニアのバルト三国は、迅速かつ精力的に浄化を含め移行期正義を実行した。バルト三国は、人権侵害の責任者を訴追し、旧共産党幹部、KGB 職員やその協力者が公職に就くことを禁止し、旧体制の政治的影響力を排除することに努めるとともに、軍に対する文民統制を確立し、政軍関係の改革にも取り組んだ (Cottey 2005 : 14)。ソ連のバルト三国の併合に直接関与し、長きにわたってソ連共産党への従属を強いた KGB の存在をそのまま放置しておけば、彼らの存在が独立回復後にこれらの国の主権を直接脅かす存在となることが恐れられたからである (Stan 2009(D) : 230-237)。

ハンガリーは1998年から2001年にかけて緩やかな浄化法を制定し、2002年までに段階的に10以上の立法措置に基づいて移行期正義に取り組んだ。ハンガリーの移行期正義の取組が緩やかであったのは、同国の共産党独裁体制終焉の仕方と関係している。ソ連でゴルバチョフがペレストロイカを始めたころ、ハンガリーも自由化、民主化を進めた経緯がある。民主化の一環に複数政党制が導入され、自由化が進んでいただけに、89年の東欧民主革命はハンガリーにとって上からの民主化と下からの民主化の動きが連動した結果であった。その分、脱共産主義化と民主化プロセスは、旧体制の政治エリートたちとの共同作業で進められたことから、移行期正義の取組が緩やかなものになったのである (Stan 2009(C))。

ポーランドでは、「連帯」政権の成立当初、浄化問題が議論されたものの、同国が本格的に浄化プロセスに取り組むのは1998年のことであった。その後、2007年に厳しい浄化法とファイル公開法を採択し、急進的な浄化プロセスに入っていた。ポーランドのマゾビエツキー首相は、連帯政権の誕生のきっかけとなった1989年1月の円卓会議の精神に基づき、当時まだ存続していたソ連共産党への気遣いから、浄化を当面、控えたとされる (Stan 2009(B) : 79)。それに加え、移行期政府が自分たちの「内輪の恥」を恐れたからである。新政府の幹部に元秘密警察の協力者がどの程度入り込んでいるのかは不明であり、民主化移行の初期段階から浄化が実施されれば、自分たちが損害を被ることになることを恐れていたことが、当初、浄化の実施をためらわせた理由であった (Nalepa 2010 : 70-83)。

2000年までには、すべての東欧諸国で共産党の政治エリートおよび秘密警察職員の政治参加を禁じる浄化法が採択され、また秘密警察協力者ファイルへのアクセスを認める法律が採択されたのである (Stan 2009(A) : 8-9)。

2.2 安全保障部門改革

共産主義後の東欧諸国は共産主義統治の遺制を引き継いでいたため、浄化とともに軍や秘密警察に対する文民統制の確立、安全保障部門の透明性の確保も重要な課題であった。軍と秘密警察は、かつては社会全体に共産主義的価値観を植え付けるための手段の一つであり、それだけに共産党の厳格な政治的統制下に置かれていた。したがって移行期政府が民主制を定着させるためには、政軍関係と安全保障部門の改革が急務であった。

共産主義後のバルト三国や東欧諸国は、1990年代半ばにNATO、EU、それにOSCEの支援の下で憲法に軍の文民統制を定めた(Cottey et al. : 2005, 7-9)。移行期正義を追求する市民の側からの強い働きかけもさることながら、各国政府が進んで政軍関係の改革に取り組み、安全保障ガバナンス規範を受容していったのは、これらの国の民主化が進んでいくにつれて安全保障部門の役割が低下したこととも関係している。イデオロギー対立が終焉し、外部脅威が低減したため、軍の役割の重要性が低下し、また民主国家に変容したことから今や反体制派運動や反政府活動といった国家体制安全保障上の脅威に備える必要がなくなり、治安部門に対する文民統制の実現の可能性が高まったからでもある。

2.3 国際機構への加盟動機

ところで共産主義後の東欧諸国の新政府が移行期正義を実施し、民主化を推進していく重要な要因の一つに欧州地域機構への加盟動機があった。先述の通り、移行期正義の取組や浄化の実施は、ロシアと決別して欧州回帰を目指す東欧諸国にとって、欧州の価値や政治制度を受け入れ、欧州の地域機構に加盟し、欧州国際社会の一員になるための方法だとも考えられたからである(Stan 2018: 35-36)。したがって、欧州回帰は事実上、OSCEの安全保障ガバナンス規範を受容すること、さらには欧州審議会加盟、EU加盟、そして安全保障面でNATO加盟を達成することで実現されると考えられた。

それ故にEU加盟動機が東欧諸国の民主化や移行期正義の実施、さらには安全保障部門改革の促進要因となったのである。これらの国の経済的繁栄にEU加盟が不可欠であり、またロシアの復活を恐れる国々にとってNATO加盟を必要とした。欧州審議会への加盟は90年代前半にほぼ完了し、EU加盟も2004年から2007年にかけて完了する。2004年にチェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニアの8カ国の加盟が認められ、2007年にはブルガリアとルーマニアの2カ国の加盟が認められた。フリーダムハウスの民主化動向のデーターを分析したD.R. カメロンによると、先に加盟が認められた8カ国は2006年の時点で、政治的権利と市民的自由で高得点をマークし、民主化が進んでいる(Cameron 2007)。また2004年のEU拡大に際に、加盟が認められ

なかったブルガリアとルーマニアは、浄化とファイルアクセスの保証が加盟条件だと見なし、積極的に移行期正義に取り組み、2007年に加盟を実現させている (Welsh 2015: 176-177)。東欧諸国は、民主化を進める一方で、周辺国の間で相互学習を行い、また欧州審議会とその加盟国を対象とする欧州人権裁判所の助言に基づいて、移行期正義に取り組んだのである (Welsh 2015: 174-181)。

もっとも、EU加盟基準であるコペンハーゲン基準は民主主義、法の支配、人権尊重、マイノリティ権利の尊重を中心に定められたもので、過去の清算や移行期正義に関する具体的基準は設けられていない。しかしながら、法の支配の実現にせよ、民主制度の実現にせよ、過去を清算せずに、また人事を刷新せずに新しい制度を構築していくのは最善の策ではない。それに NATO 諸国はかつての秘密警察の関係者が NATO の軍事・諜報に関する情報にアクセスすることを警戒したこと、あるいは EU は EU 指導部に元共産党の高官が入ることを警戒したこと、これらの国が移行期正義と安全保障部門改革を積極的に進める動機となったのである (Stan 2009(A), 8)。

3 旧ソ連諸国における移行期正義

3.1 実施されなかった移行期正義

一方、ロシアの移行期正義の取組は、実はソ連時代末期に始まっている。ソ連の最初で最後の大統領ゴルバチョフが1987年に始めた「グラスノスチ」(情報公開)は、スターリン時代の大粛清の見直し、犠牲者の名誉回復など緩やかながらも移行期正義の取組であった (Stan 2018)。

ところがソ連の崩壊後、ロシアやベラルーシをはじめ旧ソ連諸国では移行期正義に向けた取組は遅々として進まず、誰一人裁判にかけられこともなく、人権侵害の犠牲者に対する補償措置が取られることもなかった。先に引用したカメロンの分析によると、OSCE が協調的安全保障のプラットフォームに位置付けられた1999年ごろを境に、CIS 諸国では脱共産主義化も自由化・民主化の動きも後退していったのである (Cameron 2007)。

共産主義後初のロシアの大統領エリツィンは、当初、移行期正義の取組に関心を示していたといわれる。急進改革派政党「民主ロシア」の共同代表の一人で弁護士のカリーナ・スタロヴォイトワは、92年12月に浄化法案をロシア最高会議に提出したが、スタロヴォイトワは1998年に暗殺され、その後、浄化法が実現することはなかった (立石 69-72; Stan 2009(C): 227-230)。1990年代の経済的混乱や政治的混乱の中で過去と向き合う余裕などなく、その結果、移行期正義の取組を求める市民のささやかな動きも、封じられていったのである。ベラルーシも、当初、欧州復帰を掲げ、移行期正義に向けて意気込んでいた (Bekus 2018: 122)。し

かし、ルカシェンコが共産主義後の初の大統領に就任するや、次第に「国家の生存権」を優先させるとの理由で過去と向き合うことを止めたのである（Vacroux 2018 : 352）。

3.2 「旧共産主義の全体主義体制解体措置」決議

脱共産主義化も民主化も停滞する中、欧州国際社会は1990年代を通じて旧ソ連諸国に対しても民主化、さらには移行期正義の取組を促し、指導している。協同的安全保障プラットフォームである OSCE で民主化の共通規範を確立し、民主化、自由化の支援を行う一方で、欧州審議会も「民主主義による安全保障」宣言を機に民主化支援に乗り出した。欧州審議会は、1993年のルーマニア加盟が分岐点となり、加盟希望国は条件付で欧州審議会加盟が認められ、欧州審議会内部から加盟国にグッドガバナンス規範を受容させ、民主化を支援するという算段であった。

ところが遅々として進まないロシアの民主化停滞に業を煮やした欧州審議会は、96年2月のロシアの加盟に際しては特に厳しい条件付で加盟を認めた。欧州人権条約、欧州民族マイノリティ枠組条約の1年以内の批准、国際および国内紛争の平和的解決、近隣諸国に対する武力による威嚇の禁止、ロシア連邦保安局（FSB）に関する法律の改正など、37項目に上る条件付での加盟承認であった⁵。

ロシアの欧州審議会加盟が認められたことを受け、欧州審議会議員会議は1996年6月、「旧共産主義の全体主義体制解体措置」と題する決議を行っている⁶。全体主義体制の制度改革の基本方針として、①強制収容所システムや内務省など旧共産主義体制の遺制の非軍事化、②地方レベル、地域レベル、および国家レベルでの非中央集権化、③独占の禁止と私有財産制、④脱官僚主義化である（para.5）。さらに責任回避の精神構造の改善、多様性をさげすむような価値観の改善、極端な民族主義、不寛容、外国人排外主義といった政治文化や精神文化の改革も、指示している（para.6）。

同決議はさらに移行期正義に関する具体的措置の実施についても提案している。すなわち、重要犯罪人の訴追（para.7）、文明社会ではどうい犯罪とはみなされないような罪で裁かれた受刑者の名誉回復（para.8）、秘密警察のファイルの公開（para.9）、接収された私有財産の返還（para.10）、そして「浄化法」又は「脱共産主義法」の制定に基づいて旧体制を支えた政府高官の公職追放（para.11）などである。加えて欧州審議会は、旧社会主義国の政府に対して、国内法、規則、諸手続が本決議の方針に適合しているかを検証し、必要があれば修正するよう勧告している（para.15）。最後に、共産主義的全体主義体制の解体と民主化の実現は、確固たる「民主主義の精神」と「政治文化」の形成に裏打ちされねばならず、そのためには政治、法律、および経済の各分野の根本的な改革を断行せねばならず、それ故に「新興の民主主義国」への支援を欧米の民主主義国に呼びかけた（para.16）。

なお、本決議の草案には、浄化の実施にあたって「浄化法に関するガイドライン」が策定されているが、それには浄化に関する措置は遅くとも1999年12月31日まで完了するように改革実行の期限を設定していた⁷。ここまで浄化を迫ったのである。

それにもかかわらず、ロシアの脱共産主義化も民主化も、一向に進展しなかった。共産主義後のソ連諸国の指導者に民主化に取り組もうとする強い政治的意志が欠けていたことがその一因である。OSCE 常任理事会での元 ODIHR 大使の次の演説はそれを象徴的に物語っている。国際機構が現地では改革に向けていくら技術支援プロジェクトを実施したとしても、「国家に改革に取り組む真の意志がなければ、我々は永遠に抑圧と権威主義の砂漠の中で改革のオアシスを指し示すことに留まるだろう」。旧ソ連諸国の改革支持者はいまだに少数派であり、民主的な変化は選挙の組織や新しい法律の採択など「民主主義の装いを施すことにとどまっている」ことを嘆いたのである⁸。

3.3 移行期正義の取組を拒む訳

政治指導者の改革意志の欠如もさることながら、そうした意志の欠如の背後に旧ソ連諸国の移行期正義の実施を阻むいくつもの構造的・制度的要因があった。すなわち、①旧体制の政治インフラの継承と権力者の継続、②遅すぎた移行期正義取組のタイミング、③政治文化、④脆弱国家特有の国家体制安全保障戦略、⑤国際地域機構への加盟動機の低さ、といった要因である。

何よりも権力の継承、すなわち権力基盤が継承され、旧体制の権力者がそのまま政治指導者の地位にとどまったことが浄化や安全保障部門改革の最大の障害要因となった。ソ連の崩壊後、1990年代を通してバルト三国を除く旧ソ連諸国では、国政レベルでも地方レベルでも、共産党独裁体制の政治インフラの多くが引き継がれ、大統領、首相、国会議員から地方都市の首長に至るまで旧ソ連共産党や元 KGB 幹部がその地位を占め、事実上、権力の継承を許した。東欧諸国とは異なり旧体制下の反体制派活動家の登用はまれであった (Stan 2018: 37)。90年代半ばには「オルガルヒ」と呼ばれる新興財閥が力をつけ、ロシアが欧州審議会に加盟する1996年までに新興財閥による寡頭政治の基本的枠組みが出来上がる。そして2000年に KGB の後継機関であるロシア連邦保安局 FSB 長官のプーチンが大統領に就任した際には、元 KGB や FSB の将校、または軍の将校を中心にした「シロビキ」と呼ばれる集団が政府の主要ポストに任命され、彼らは政府の主要ポストの70-80%を占めるようになった (Felshtinsky 2008: 180-218)。

旧体制の政治エリート、さらには秘密警察や軍の関係者が政府の要職に就いたことで、安全保障部門改革も、ましてや浄化を含め移行期正義の取組もなされずじまいであった。2003年から2004年にかけて発生したカラー革命後、欧州回帰を志向していたウクライナとジョージアで浄化関連法が議会で審議されたが、議会

の多数派である旧共産党系議員によって否決された (Stan 2009(D) : 237-240)。政治エリートは、自分たちの政治的地位を脅かすような措置を制定することを望まなかったからである。それに加えてFSBや軍部の幹部が権力の座に就いたことで、軍、諜報機関、警察など安全保障部門の改革の動きは阻止されたのである。

第2に、遅すぎたタイミング問題がある。旧ソ連諸国で移行期正義の実施の障害となったのが、移行期正義取組のタイミングの遅さである。スターリン時代に行われた農業集団化とクラークの粛清、スターリン大粛清、ラーゲリ（強制収容所）への政治犯の収容といった社会の軍事化の下で行われた人民殺戮の責任者の多くは、今では生存していない。それに共産党独裁体制が長く続いたことから、旧体制の協力者が多く存在している。だからこそ、旧ソ連の外務大臣で後のジョージア大統領シェルナゼが70年にわたる共産党独裁体制下で多くのジョージア人が共産党支配に半ば強制的に協力させられたのであり、協力者ファイルへのアクセスを認めれば「古傷を再び開くことになり、抵抗、不信、憎悪の新しい波を引き起こす」という懸念からKGBアーカイブの公開に反対したのであった⁹。しかし、たとえ彼らが浄化を実施する政治的意志を持っていたとしても、その試みを妨げる別の技術的理由があった。それは、ソ連が崩壊する数ヶ月前にKGBの秘密公文書のかなりの部分がモスクワに移管されており、その結果、ほとんどの旧ソ連諸国はKGB職員名簿、その協力者名簿、その他の秘密公文書を公開することは実質的にできなかったからである (Stan 2009(A) : 8-9 ; Stan 2009(D) : 224-227)。

第3に、政治文化も移行期正義を阻む要因であった。全体主義的統治システムの遺制である旧ソ連の政治文化、中でも軍事文化は、いまなお旧ソ連各地の治安部隊のバックボーンを形成している。実際のところ、人権尊重、民主主義、法の支配、市民社会の形成といった西欧的なグッドガバナンス概念は、この地域ではほとんど受け入れられていない。帝政ロシア時代から共産主義時代の長期にわたって培われた体制順応、あるいは権力への隷従といった政治文化は温存されたままである (Stan 2018 : 20-31)。こうした政治文化は、もともと旧ソ連社会には歴史的に根付いていなかったからであり、今日のロシアの政治文化は「70年余にわたるソ連の経験のアンチテーゼ」である (MacFarlane 2003 : 298)。それ故に、共産主義後も、保守派とグッドガバナンスの構築を求める新勢力との間で、分断されている社会では「強い国」「強力な指導者」を求める傾向があり、そうした分断社会には移行期正義の取組を求める動きは生まれてこない。

第4に、旧ソ連諸国で移行期正義への取組に対する抵抗は、これらの国の特有の国家体制安全保障戦略からも説明することができよう。共産主義後の旧ソ連諸国は、国民の間に広く共有された国家理念がなく安定した統治基盤が確立されておらず、また社会的一体性も国民的一体性も欠けている脆弱な国家である。かつ

て B. ブザンが論じたように脆弱な国の国家安全保障戦略というものは、脆弱な統治システムと切り離して考えることはできない。安全保障上の脅威は、外部脅威のみならず軍事クーデター、ゲリラ運動、分離独立運動、民衆蜂起、政治的派閥主義といった内部脅威にも備えなければならないからである (Buzan 1991: 57-107)。

旧ソ連諸国は、多民族国家で領域一体性も、また統治正当性も欠ける脆弱な国家である。ソ連が、民族自決の原則に基づく多民族連邦制国家であったことはよく知られている。実は、ロシア、モルドバ、ジョージア、アルメニア、中央アジア諸国のかつての連邦構成共和国の国境は、民族運動の発生を阻止するために民族を分断する形で引かれていた。その結果、国境線の線引きの人為性は、旧ソ連諸国にとって国家建設と国民統合の両面において大きな障害となった。分離独立後、民族アイデンティティが引き裂かれたこれらの国では、将来にわたって民族・エスニック紛争を引き起こす構造が秘められているからである。それと同時に、これらの国では、旧共産党勢力の流れを汲む保守派と、自由化と民主化を求める改革派の間で社会が分断されていることから、紛争が発生しやすい政治的土壌がある。それ故に軍や内務省、情報機関などの治安機関は、国家体制安全保障戦略の有力な手立てとして昔さながらの大統領権力を保持し強化するための重要な抑圧手段の一部となっている (Pribylovskii 2008)。

最後に、欧州の機構加盟動機の弱さについてみてみよう。欧州国際社会への加盟動機が東欧諸国の移行期正義の主要な促進要因であったと先に述べた。しかし、旧ソ連諸国にはそうした加盟動機は、弱いか、国によっては皆無であったことが移行期正義への取組の障害となった。2000年にプーチン体制になってからのロシアは、旧ソ連諸国への影響力を維持し、これらの国をロシアの支配下に繋ぎ止めておくために、一方で、これらの国へロシア市場へのアクセスを保証し、時に資源援助を時に軍事援助を行い、他方で、EU 接近を止めようと圧力を行使し、さらにはソ連時代の社会主義体制を否定的に描くような試みを取締り、ロシア人に不利益を被らせるような移行期正義への取組を妨げてきたのである。その結果、プーチンの機嫌を損なうことを恐れた CIS 諸国は、移行期正義の取組を自ら拒んだのである (Stan 2018: 39)。

4 協調的安全保障体制の蹉跌

4.1 ロシアの不満

グッドガバナンス規範の普及に努める OSCE の共通・包括的安全保障戦略と、権威主義体制を維持したい CIS 諸国の国家体制安全保障戦略とが根本的に対立するのは自明である。移行期正義にも浄化にも取り組まず、安全保障部門改革を避けてきたロシアや他の CIS 諸国では、旧共産党勢力が温存されたままである。特

にロシアでは新興財閥と秘密警察や軍のエリートから成るシロビキに支えられた寡頭政治体制が形成されていただけに、プーチン大統領には移行期正義の実施を迫る OSCE や欧州審議会の圧力は、CIS 諸国の側には国家体制安全保障への脅威に他ならない。欧州安全保障憲章の採択前後から芽生えるロシアの対 OSCE 不満は、プーチン政権の誕生を機に一気に表面化する。

プーチンが大統領に就任するのは欧州安全保障憲章が採択された翌年の2000年5月7日である。プーチンが大統領に就任したのを機に、ロシアを中心に CIS 諸国は国家体制安全保障上の脅威となった OSCE と距離を置き始めた。2003年から2004年にかけて発生した「カラー革命」を機に OSCE は「体制転覆」の代理人とみなされるようになり、2003年12月のロシアの議会選挙、2004年3月のプーチンの大統領選挙に対する厳しい OSCE 選挙監視報告を機に、ロシアと他の CIS 諸国は、OSCE の民主化支援や選挙監視、長期駐在型ミッションの派遣先が旧社会主義諸国に偏重していることに不満を募らせるとともに、旧ソ連諸国へ派遣されていた長期滞在型ミッションの撤退を求めようになった¹⁰。OSCE の活動が「ウィーンの東」、すなわち旧社会主義諸国の人間的次元問題に集中し、バスク問題、アイルランド問題など西側の同様の問題には関与しないことが不満であった。

こうして CIS 諸国では、スターリン時代の人権侵害を含め共産党独裁体制の犯罪は不問に付された。特にプーチン政権下のロシアでは、共産主義時代が賛美されるようになり、スターリン時代は「最善のお手本」だとみなされるようになった (Adler 2018: 60)。CIS 首脳は、2004年から2007年にかけて九つの声明文を出し、その中で ODIHR の選挙監視活動や OSCE ミッションの活動を非難している。例えば、2004年7月3日、CIS 首脳が発表した非公式宣言では、CIS の9カ国の大統領は、CIS 諸国と旧ユーゴスラビア諸国の人権問題や民主化問題に集中し、他の地域を顧みない OSCE の「二重基準」「OSCE の人間的次元に偏向した手法」、安全保障政策の「不均衡な手法」を非難し、OSCE の「内政干渉や主権尊重の原則」違反を手厳しく非難した¹¹。続いて、ロシア、ウクライナ、ベラルーシなど CIS の8カ国大統領は、9月15日、後に「アスタナの抗議」として知られる提言において、OSCE の主たる安全保障活動の領域は、政治・軍事領域であり人間的次元での活動は人の移動、旅行の推進、科学技術交流、文化交流といった伝統的な交流事業に限定すべきで、OSCE は加盟国への内政干渉は控えるように訴えた¹²。それはまるで1989年前の CSCE を舞台にした東西対立を彷彿させるものである。

4.2 NATO の「道具」になった OSCE

協調的安全保障のプラットフォームであったはずの OSCE で加盟国間の対立と分断が進む過程は、ロシアが孤立を深め、安全保障上の脅威認識を深める過程でもある。なぜならば EU の東方拡大はロシアの立場からすれば巨大なブロック経

済と対峙することを意味し、NATOの東方拡大は強大な軍事集団による軍事的脅威が目前に差し迫りつつあることを意味したからだ。

2004年はEUとNATOの東方拡大がほぼ最終段階に入り、ワルシャワ条約機構の旧同盟国すべての国がEU加盟を認められ、NATO加盟も認められた年である。特に旧ソ連を構成したバルト三国を含む旧ワルシャワ機構のすべての加盟国がNATOに加盟したことに、プーチンは激怒したと伝えられる。ロシアの連邦議会はNATOの拡大を非難し、CSCEパリ首脳会議で調印された欧州通常戦力条約（CFE条約）からの脱退をプーチンに呼びかけるとともに、国防大臣など政府高官はNATO拡大の動きに対抗して核兵器軍事ドクトリンの再検討を含め適当な対抗措置を検討するよう、呼びかけた（Petovar 2005：135）。これ以降、「ウィーン」の東」に集中していたOSCEの安全保障活動を規制することがロシアのOSCE政策の主要目標になる（Zagorski 2021：78-79）。

こうして2000年代も後半に入ると、ロシアのOSCE批判は特にミッションの派遣や選挙監視を所管するODIHRに対して向けられ、ODIHRの選挙監視活動および民主化支援活動を縮小するよう訴えるようになる。プーチン大統領は、2007年2月に開催されたミュンヘン安全保障会議でOSCEをNGOと結託した「西側の低俗な道具」になり下がったとまでOSCE非難を強めていった¹³。2007年11月、ロシア外相ラブロフがOSCE閣僚会議でOSCEの選挙監視活動に関して言及した際には、OSCEはODIHRの活動を危機的状態に追いやり、もはや「引き返すことのできない地点」に達していると威嚇めいた発言をしている¹⁴。

OSCEの分断が深まるにつれてOSCE閣僚会議は最終合意に達することが困難な事態にしばしば陥る。その結果、ODIHR、HCNM、RFMなどOSCE専門機関に対する統制は強化され、それがOSCEの安全保障活動の規制に発展していった（Epkenhans 2007：213）。ロシアからのこうした批判と圧力の下に、OSCEはもはや協調的安全保障のプラットフォームではなくなり、欧米諸国とCIS諸国との間でガバナンス・システムをめぐる新冷戦の舞台へと変容していったのである。

4.3 ウクライナの離反

こうして対立状況にあったOSCEで、ロシアのつなぎ止め工作に対して公然と反旗を翻したのがウクライナである。2014年2月、ヤヌーコヴィッチ大統領への抗議運動は社会・政治的混乱に発展し、EUの調停の下で「政治危機の解決合意」が結ばれる。その結果、失脚したヤヌーコヴィッチ大統領を含む政府高官はロシア逃亡する。親EU・民主勢力の勝利に終わったこのユーロマイダンを革命を機に、ウクライナ新政権は革命を不可逆的にするために、またロシアと袂を分かち欧州へ接近するために、かつて東欧の旧社会主義国家がEU加盟に向けて実施したように、移行期正義に取り組む。旧ソ連時代の共産党の政治エリート、元KGBな

ど安全保障部門の高官のウクライナへの忠誠心は疑わしく、モスクワへ内通する「第5列」の疑いがあったからである。ウクライナの新政権は、人権侵害における被害者の名誉回復と復権、浄化法の制定と旧体制下の政治エリートの公職追放、KGB ファイルの公開という三つの領域で移行期正義の取組を実施した。中でも浄化は、6つの浄化関連法に基づき、主として司法と政府の二つの部門を中心に進められた (Horne 2018 : 179-180)。旧ソ連時代から権力を継承した政治エリートのみならず、ヤヌーコヴィッチ体制下で任命されたすべての裁判所判事が解任されたのをはじめ、ユーロマイダン革命で反政府抵抗主義者を処分した責任者も解任された。ヤヌーコヴィッチ体制下の政府の主要幹部エリート、旧共産党政権下の政治エリート、KGB 職員とその協力者の公職追放も進められた (David 2018 : 144-146 ; Stan 2018 : 31-32)。

ウクライナ新政権による移行期正義の実施やグッドガバナンス建設への取組は、ロシアとの決定的な決別を意味した。一方、マイダン革命後、ロシアはG8から追放され、EUの経済制裁が始まり、NATO・EUとロシアの関係は敵対関係に入り、欧州の分断が決定的となった。2010年12月、アスタナで開催されたOSCE首脳会議で取決めた“Helsinki + 40”と称する改革プロセスは頓挫し、2015年に開催予定の首脳会議は立ち消えとなった。ヘルシンキ宣言以来、営為積み上げてきたOSCEの共通の安全保障規範は打ち砕かれ、国際関係は、伝統的な力の政治に回帰するのは必至である。

おわりに

共産主義後の30年にわたる民主化移行期を経て、東欧諸国とバルト三国は比較的自由で民主的な国へ変貌した。浄化が実施された結果、旧体制の政治エリートは権力と影響力を失うとともに、安全保障部門改革によって民主的で安定した政軍関係が確立されたからである。また民主化を進める上で、外部アクターも重要な役割を演じた。欧州国際社会は協調的安全保障のプラットフォームとされたOSCEを舞台に東欧諸国に対して民主化を支援する一方で、東欧諸国のEU加盟動機やNATO加盟動機がOSCEのグッドガバナンス規範を積極的に受容し、民主化を主体的に進めていく要因となったのである。

一方、バルト諸国を除く旧ソ連諸国の多くの国で法の支配は確立されず、汚職は蔓延し、政治的自由もメディアの自由も規制され、反政府、反体制派の市民は弾圧されるなど、元来た道に戻っている。浄化と安全保障部門改革の機会を逸したことが移行期国家建設において深刻な障害になったのである。旧体制の政治エリートがそのまま旧体制の権力基盤を引き継ぎ、権力の座に留まり、さらにロシアではFSBや軍の出身のエリートがプーチン体制の中枢を占めるようになったこ

とから、浄化の実施も安全保障部門改革の取組も、事実上、不可能であったからでもある。

ロシアをはじめ多くの旧ソ連諸国が民主化移行に失敗したことで協調的安全保障のプラットフォームであった OSCE に対立と分断の亀裂が走り、OSCE 安全保障共同体構想はロシアのクリミア併合で抜き差しならぬ分断状況に陥り、ついに頓挫した。OSCE の分断原因は、OSCE の共通・包括的安全保障概念そのものにも内在すると考えられる。なぜならば旧体制の遺制の上に再建されたプーチン体制には OSCE の共通・包括的安全保障戦略は決して受け入れることのできない相談だった。人権尊重、法の支配、民主主義を軸とする OSCE の安全保障共同体構想は、これらの国の国家体制安全保障に対する脅威であったからである。このことは冷戦の終結後に構想された人間の安全保障と国際安全保障の両立を図った安全保障共同体建設の限界を示すものである。

ロシアのウクライナ侵攻によって、ロシアは国際社会で孤立を深めつつある。ロシアの離反で OSCE が分断され、共同体の基盤が揺らぐ中、ユーラシアの中央から中東にかけて、軍事・経済大国化する中国を中心にグッドガバナンスのグローバル化に危機感を募らせ抵抗する非民主的國家の多くが上海協力機構（SCO）に結集しつつある。それだけに、OSCE の今後の行方は、OSCE と SCO の間で始まった新冷戦の行方を大きく左右するものと考えられる。

引用文献

1. Adler, Nanci. 2018. "Challenges to Transitional Justice," in Horne, Cynthia M. and Stan, Lavinia, eds., *Transitional Justice and the Former Soviet Union: Reviewing the Past, Looking toward the Future*, Cambridge University Press
2. Bekus, Nelly. 2018. "Historical Reckoning in Berusi," in Horne, Cynthia M. and Stan, Lavinia, eds., *Transitional Justice and the Former Soviet Union: Reviewing the Past, Looking toward the Future*, Cambridge : Cambridge University Press
3. Bronkhorst, Daan. 2006. "Part II- Lustration in Central Europe, Truth and Justice," June 2006 http://www.amnesty.nl/bibliotheek_berechting_part_2 (2022年8月6日取得).
4. Bruce, Gary. 2010. "East Germany," in Stan, Lavinia, ed., *Transitional Justice in Eastern Europe and the Former Soviet Union: Reckoning with the Communist Past*, London: Routledge.
5. Buzan, Barry. 1991. *People, States and Fear: An Agenda for International Security Studies in Post-cold War Era*, Brighton: Wheatsheaf.
6. Cameron, David R. 2007. "Post-communist Democracy: The Impact of the European Union," *Post-Soviet Affairs*, 2007, Vol.23, No.3
7. Cottey, Andrew, Timothy Edmunds and Anthony Forster. 2005. "Civil-Military Relations in Post-communist Europe : Assessing the Transition," *European Security*, Vol.14, No.1, March.
8. David, Roman. 2018. "Lustration in Ukraine and Democracy Capable of Defending Itself," in Horne, Cynthia M. and Stan, Lavinia, eds., *Transitional Justice and the Former Soviet Union: Reviewing the Past, Looking toward the Future*, Cambridge : Cambridge University Press
9. Epkenhans, Tim. 2007. "The OSCE's Dilemma in Central Asia," *OSCE Yearbook 2006*,

- Humburg: Institute for Peace Research and Security Policy at the University of Hamburg.
10. Felshtinsky, Yuri and Vladimir Pribylovsky. 2008. *The Corporation : Russia and the KGB n the Age of President Putin*, New York: Encounter Books.
 11. Ghebali, Victor-Yves. 2007. "The OSCE involvement in Security Sector Reform: Normative Commitments and Operational Activities without an Integrated Approach," in Daniel Warner, eds., *The OSCE at a Turning Point: OSCE Chairmanship and other Challenges*, PSIO Occasional Paper 4.
 12. Ghebali, Victor-Yves. 2008. "The OSCE Norms and Activities Related to the Security Sector Reform: An Incomplete Puzzle," *Helsinki Monitor*, Vol.19, no.4.
 13. Goertz, Jan-Philipp. 1998. "The Rule of Law—Meaning and Significance for Security Policy and Reform," *European Security*, Vol.7, No.3, autumn.
 14. Horne, Cynthia M. 2018. "Lustration : Temporal, Scope, and Implementation Considerations," in Horne, Cynthia M. and Stan, Lavinia, eds., *Transitional Justice and the Former Soviet Union: Reviewing the Past, Looking toward the Future*, Cambridge : Cambridge University Press
 15. MacFarlane, Neil. 2003. "International Organization in Central Asia: Understanding the Limits," *Helsinki Monitor*, Vol.14, No.3.
 16. Nalepa, Monika. 2010. *Skeletons in the Closet: Transnational Justice in Post-Communist Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
 17. Nedelsky, Nadya. 2010. "Czechoslovakia, and the Czech and Slovak Republics," in Stan, Lavinia, ed., *Transitional Justice in Eastern Europe and the Former Soviet Union: Reckoning with the Communist Past*, London: Routledge.
 18. Petovar, Tanja. 2005. "Security Sector Reform in the Baltics, the Commonwealth of Independent States, and Southeast Europe," Annex 4. A4 in *Security Sector Reform and Governance: A DAC Reference Document*, DAC Guidelines a Reference Series OECD DAC 2005.
 19. Petrakov, Mikhail. 2000. "The Role of the OSCE from a Russian Point of View," *OSCE Yearbook 2000*
 20. Pribylovskii, Vladimir. 2008. *The Corporation : Russia and the KGB in the Age of President Putin*, London : Encounter Books
 21. Stan, Lavinia. 2018. "Limited Reckoning in the Former Soviet Union : Some Possible Explanation," in Horne, Cynthia M. and Stan, Lavinia, eds., *Transitional Justice and the Former Soviet Union: Reviewing the Past, Looking toward the Future*, Cambridge : Cambridge University Press
 22. Stan, Lavinia. 2009 (A). "Introduction : Post-communist Transition, Justice, and Transitional Justice," in Stan, Lavinia, ed., *Transitional Justice in Eastern Europe and the Former Soviet Union: Reckoning with the Communist Past*, London: Routledge.
 23. Stan, Lavinia. 2009 (B). "Poland," in Stan, Lavinia, ed., *Transitional Justice in Eastern Europe and the Former Soviet Union: Reckoning with the Communist Past*, London: Routledge.
 24. Stan, Lavinia. 2009 (C). "Hungary," in Stan, Lavinia, ed., *Transitional Justice in Eastern Europe and the Former Soviet Union: Reckoning with the Communist Past*, London: Routledge.
 25. Stan, Lavinia. 2009 (D). "The Former Soviet Union," in Stan, Lavinia, ed., *Transitional Justice in Eastern Europe and the Former Soviet Union: Reckoning with the Communist Past*, London: Routledge.
 26. Vacroux, Alexandra. 2018. "Conclusion : The Uses, Lessons, and Questions of Transitional Justice," in Horne, Cynthia M. and Stan, Lavinia, eds., *Transitional Justice and the Former Soviet Union: Reviewing the Past, Looking toward the Future*, Cambridge : Cambridge University Press
 27. Welsh, Helga A. 2015. "Beyond the National : Pathways of Diffusion," in Stan, Lavina and

Nadya Nedelsky, eds., *Post-Communist Transitional Justice: Lessons from Twenty-Five Years of Experience*, Cambridge : Cambridge University Press,

28. Zagorski, Andrei. 2021. "Russia and the OSCE," *OECE Insights 2021, Nomos*, 2022
29. 吉川元 2000. 「OSCE の安全保障共同体創造と予防外交」『国際法外交雑誌』、第98巻第6号、2000年2月、1-34頁。
30. 吉川元 2013. 「序論 『正義と国際社会』」『正義と国際社会——国際政治』 171号、2013年1月、1-14頁。
31. 立石洋子 2020. 『スターリン時代の記憶—ソ連解体後ロシアの歴史認識論争』慶応義塾大学出版会。

注

- ¹ Freedom House の調査報告によると、2021年時点で旧東側諸国の内、ハンガリーのみが「部分的自由な国」で、他の5カ国はすべて「自由な国」である。一方、旧ソ連の15カ国の内、バルト三国は「自由な国」で、ウクライナ、モルドバ、ジョージアが「部分的自由な国」、ロシア、ベラルーシを含め他の全ての旧ソ連諸国が「不自由な国」に位置付けられている。Countries and Territories | Freedom House (2022年9月25日取得)
- ² Vienna declaration, Council of Europe Summit, 9 October 1993. Declaration of the Council of Europe's First Summit (Vienna, 9 October 1993) - CVCE Website (2022年4月20日取得)
- ³ Organization for Security and Co-operation in Europe, "Charter for European Security," Istanbul, November 1999.
- ⁴ Concluding Document of Budapest-Towards a Genuine Partnership in a New Era, Budapest, 6 December 1994.
- ⁵ Russia's Request for Membership of the Council of Europe <https://pace.coe.int/en/files/13932/html> (2022年5月1日取得)
- ⁶ Measures to Dismantle the Heritage of Former Communist Totalitarian Systems. Resolution 1096 (1996), 27 June, 1996 Measures to dismantle the heritage of former communist totalitarian systems (coe.int) (2022年5月7日取得).
- ⁷ Measures to Dismantle the Heritage of Former Communist Totalitarian Systems. Doc.7568, 3 June 1996, Measures to dismantle the heritage of former communist totalitarian systems (coe.int) (2022年5月7日取得).
- ⁸ Address by Ambassador Gerard Stoudmann, Director of the OSCE ODIHR at the OSCE Permanent Council, 11 July 2002. http://www.osce.org/documents/odihr/2002/07/1687_en.html (2012年8月10日取得)
- ⁹ "Georgian President Opposes Lustration," RFE/RL Newsline, 9 December 1997.
- ¹⁰ 例えば、1997年からベラルーシの民主制度構築支援の目的で派遣された「OSCE 助言・監視グループ」はベラルーシの要請のもとに2002年12月に活動を終了した。危機管理目的でチェチェンへ派遣されていた「OSCE チェチェン支援グループ」は、9.11テロ事件後、ロシアの反対で2003年3月、撤退を余儀なくされた。
- ¹¹ PC. DEL/630/04 of 8 July 2004. なお、この非公式首脳会議にはトルクメニスタン大統領は参加していない。またアゼルバイジャンとジョージアの大統領は同宣言の署名を拒否している。
- ¹² "Appeal of the CIS Member States to the OSCE Partners," Astana, September 15, 2004. <http://belarusembassy.org/news/digest/pr092004.htm>. (2010年7月26日取得)。
- ¹³ Putin's Historical Speech at the Munich Conference on Security Policy, 2007 | Aldeilis (EN). (2022

年7月1日取得)。

¹⁴ Sergey Lavrov, Statement at the 15th Meeting of the Ministerial Council, MC.DEL/34/07, 29 November 2007.